

## 書類の送付先が変わります

令和8年7月10日から「東京国税局横浜南業務センター<sup>(※1)</sup>」において神奈川県税務署・横須賀税務署の一部の内部事務<sup>(※2)</sup>を集約して処理する「内部事務のセンター化」を実施することとしております。

**令和8年7月10日以降、上記税務署管内の皆様が申告書、申請書及び添付書類等の書類を郵送で提出される場合は、「東京国税局横浜南業務センター」宛てに送付していただきますようお願いいたします。**

なお、内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

※1 令和8年7月10日から業務センター横浜南分室（現行）の名称を変更することとしております。

2 申告書の入力処理や納税者の皆様へのお尋ね文書の発送などの事務をいいます。

### 宛先

東京国税局横浜南業務センター  
《郵便番号》236-8551  
神奈川県横浜市金沢区並木3丁目2番9号

### ご留意いただきたい事項

- 内部事務のセンター化の対象となる税務署に申告書、申請書及び添付書類等を提出する場合は、以下のとおりご対応いただきますようお願いいたします。
  - e-Tax（データ）により提出する場合は、従来どおり所轄税務署へ送信願います。
  - 書面により提出する場合は、業務センターへ郵送願います。  
税務署の窓口及び時間外収受箱へ提出することも可能ですが、その際は、所轄税務署に提出願います。
- 書面の申告書、申請書及び添付書類等を業務センターへ直接持ち込むことはできません。また、所轄税務署以外の窓口及び時間外収受箱へ提出することもできません。
- 電話による税務相談や申告書、申請書及び添付書類等の用紙の送付は、業務センターでは行っておりません。
- 納税証明書の交付、面接による相談、現金による国税の納付などの窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います。
- 業務センターから送付する文書の種類によっては、責任者名が税務署長のほか東京国税局長となる場合があります。
- 業務センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、電話や文書によりお問合せをさせていただくことがございます。



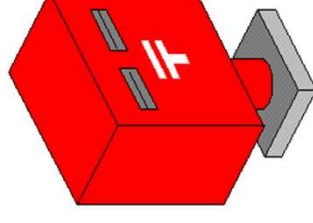
## 神奈川税務署・横須賀税務署 管内の皆様へ

- **令和8年7月10日以降**、税務署の一部の内部事務（申告書の入力処理や電話・文書による照会など）を集約して処理する「内部事務のセンター化」を実施することとしております。
- 申告書、申請書及び添付書類等の書類を**郵送で提出される場合は**、下記の業務センター宛てに送付していただきますようお願いいたします。

### 宛先

〒236-8551 神奈川県横浜市金沢区並木3丁目2番9号  
**東京国税局横浜南業務センター**

対応業務	税務署	業務センター
e-Tax（データ）で申告	○	×
書面で申告		
持参して提出	○ 管轄税務署の窓口や 時間外収受箱に提出できます	×
郵送で提出	—	○ 業務センターで申告書の入力処理を行うため、 業務センター宛てに郵送をお願いします
電話・面接による税務 相談	○ 事前に予約が必要です	×
申告書や申請書の窓口 備付けや郵送による送付	○ e-Taxによる申告・申請が大変便利です	×
納税証明書の交付 現金による国税の納付	○ キャッシュレス納付が大変便利です	×
業務センターからの電話 や文書による照会	—	○ 責任者名が税務署長のほか 東京国税局長となる場合があります



内部事務の  
センター化に  
関する情報  
はこちら

